

# 旧教職員住宅を売払います

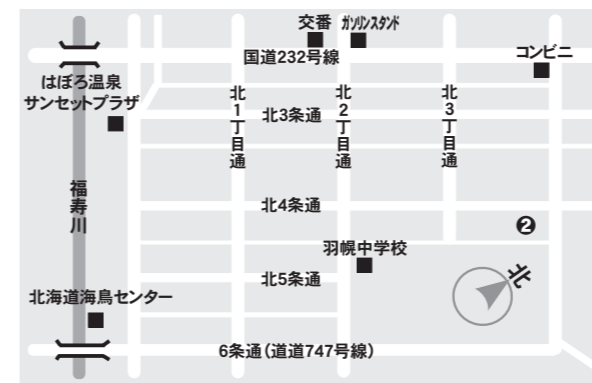
町では次の旧教職員住宅の土地および建物を売払います。  
購入を希望される方は、あらかじめ売払条件をご確認のうえ、お申込みください。

## 1 売払う土地・建物の情報

番号	区分	所在地番	地目	公簿面積		価格	特記事項
①	土地	南6条4丁目24番1	宅地	238.53㎡ (約72.15坪)		285,000円	・境界標なし ・建ぺい率60%、容積率200% ・建物未登記
	区分	物件名	構造	建築年	床面積		
	建物	旧教職員住宅(66号)	木造亜鉛2階建	昭和58年	77.46㎡ (約23.43坪)		
		旧教職員住宅物置(66号)	木造平屋建	不詳	6.48㎡ (約1.96坪)		



番号	区分	所在地番	地目	公簿面積		価格	特記事項
②	土地	北4条4丁目8番	宅地	850.62㎡ (約257.31坪)		176,000円	・境界標あり ・敷地内地中に雨水管あり ・建ぺい率60%、容積率200% ・建物未登記
	区分	物件名	構造	建築年	床面積		
	建物	旧教職員住宅(31号)	木造亜鉛 メッキ鋼板ぶき平屋建	昭和50年	63.18㎡ (約19.11坪)		
		旧教職員住宅(32号)	木造亜鉛 メッキ鋼板ぶき平屋建	昭和51年	63.18㎡ (約19.11坪)		
		旧教職員住宅物置(32号)	木造平屋建	不詳	4.5㎡ (約1.36坪)		
		旧教職員住宅(33号)	木造亜鉛 メッキ鋼板ぶき2階建	昭和56年	75.02㎡ (約22.69坪)		
		旧教職員住宅物置(33号)	木造平屋建	不詳	6.48㎡ (約1.96坪)		



## 2 申込みの条件

個人でも法人でも申込みができます。ただし、次の事項に該当する場合は、申込みをすることができません。

- (1) 羽幌町民ではない方または羽幌町内に事業所がない法人
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する方
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員
- (4) 町税及び使用料等(上下水道使用料含む)に滞納がある方

## 3 売払いの条件

- (1) 売払いから5年間は、他の方への所有権移転はできません
- (2) 境界標復元に係る費用は、買受者の負担とすること
- (3) 敷地内に雨水管が埋設されていることを容認すること ※ ②のみ

## 4 用途の制限

住宅用地以外での利用もできます。ただし、次の事項に該当する利用は禁止します。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の適用を受ける者または連合するものがその活動のために使用するなど公序良俗に反する用途に利用すること
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業および同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に利用すること
- (3) 騒音や悪臭、健康被害等、住民生活に悪影響を与える用途に利用すること

## 5 売払いの方法

- (1) 2名以上の申込みがあった場合は、抽選により買受予定者を決定します
- (2) 買受予定者決定後、売買契約を締結します
- (3) 売買契約締結後、売買代金を納めていただき、土地および建物の所有権を移転します

## 6 申込方法

役場財務課へ申込用紙を提出してください(郵送可、メール提出は不可)。  
申込用紙は財務課に用意してあるほか、町ホームページからダウンロードできます。

## 7 申込期限

令和7年3月31日(月) 17時30分

- ※ 期限を過ぎた場合の申込みは無効です
- ※ 期限を過ぎても購入希望者がいない場合は随時申込みを受付けます

## 8 抽選会(2名以上申込みがあった場合)

日時 令和7年4月8日(火) 17時00分

場所 羽幌町役場

- ※ 原則、申込者本人の参加とします
- ※ 代理人が参加する場合は委任状を持参してください

➡ お問合せ  
財務課管財係 ☎ 68-7001 (課直通)

## 事前に見学できます(予約制)

- 日時 ・旧教職員住宅66号 令和7年3月19日(水) 10時00分～11時00分  
・旧教職員住宅31～33号 令和7年3月21日(金) 10時00分～11時00分  
※ 予約者がいない場合、開催しませんのでご注意ください
- 予約期限 令和7年3月14日(金)

予約先  
財務課管財係 ☎ 68-7001(課直通)  
電話またはこちらからご予約ください  
⇒ 